

## 研究ノート

### 近代日本とペルシャ

日向 玲 理

はじめに

外交史料館では、平成二七（二〇一五）年五月一八日から同年一月六日まで、特別展示「日本とペルシャ・イラン」を開催した。同展示会の詳細については、本誌所載の「特別展示「日本とペルシャ・イラン」を」参照いただきたい。

本稿では、同展示会で紹介できなかった部分を中心に、特別展示を補完するかたちで、近代日本とペルシャの歴史を描いていきたい。

近代日本とペルシャの関係の始まりは、明治一一（一八七八）年の榎本武揚在ロシア公使とペルシャ国王ナーセロッデイン・シャーの会見に求めることができる。しかし、両国の間に外交関係が成立したのは、昭和七（一九三二）年の「日本波斯修好通商条約」調印であり、この間約五〇年もの時を経ている。両国は、なぜ外交関係の設定にこれほど多くの時日を費やすことになったのであろうか。実は、近代日本とペルシャの関係について論じた研究は少なく、二国間の外交関係の成立については必ずしも十分に明らかにされているとはいえない。

その理由は、日本とペルシャの間に直接的な接点がほとんどなかった、と考えられていることに起因しているのではなからうか。<sup>〔1〕</sup>

しかしながら、日露戦争前後から第一次世界大戦期にかけて、近代日本はペルシャを含めた中東地域を研究し、外交関係を設定しようとした。それはなぜであろうか。本稿では、次の三点を明らかにすることでの問いに答えたい。第一に、日露戦争前後の中東地域における英国・ロシア・ドイツによる勢力圏争いと日本の関係を、外務省や参謀本部の分析を中心にみていき、日本にとって、中東地域の情勢が次第に重要視されていく過程を明らかにする。第二に、第一次大戦期の日本とペルシャの関係を、組織改革、総力戦、石油資源という言葉を手がかりに考察する。第三に、大戦後における日本とペルシャの条約締結交渉について、縫田栄四郎を団長とする調査団のペルシャ派遣や近東貿易会議などをまじえ、外交関係の設定に至る経緯を検討する。以上により、日本がペルシャと外交関係を結ぶことになった背景を明らかにする。また、このことが当該期の日本の政治・外交史において、どのような意義をもつのかについても言及したい。

## 一 日露戦争前後の日本とペルシャ

明治一三(一八八〇)年吉田正春使節団のペルシャ派遣以後、日本がペルシャと具体的な交渉を行なった形跡はみられない。しかし、三六年八月、桂太郎内閣は「帝國ト波斯國ト修好通商条約締結ノ件」を閣議決定した。<sup>(2)</sup>なぜこの時期に閣議決定を行なう必要があったのだろうか。まずは、この点から確認しておこう。三五年の日英同盟の締結前後、<sup>(3)</sup>外務省や陸軍は、ペルシャをはじめとする中東方面の情報を収集した。外務省の御雇外国人シーボルトは、三四年一〇月六日付の報告書で次のように述べている。彼は、ドイツがバグダッド鉄道の建設を進めることで、ペルシヤ中西部での勢力扶植につながり、これによりドイツと英国の衝突を惹起し、アジアで「英露ノ協合」が促進されるという見方を示した。<sup>(4)</sup>

陸軍でもペルシヤ方面の情勢に注意を払っていた。福島安正参謀本部第二部長は、三六年四月、参謀長会議でペルシヤ情勢について次のように言及した。すなわち、ロシアはペルシヤやアフガニスタン方面で、多額の資金提供、鉄道や道路建設、電信線架設などを着々と進め、ペルシヤ湾への進出を目論みつつ、英領インドをも衝くべく、機をうかがっていた。さらに、ロシアはペルシヤを「自家菜籠」中のものとし、ペルシヤ北部で確固たる基礎を築き、その内部に向かい勢力扶植を進めた。他方、英国は、ロシアによる地中海やペルシヤへの南進を防ぐとともに、インドに対する防衛策を講じた。このように、福島は、

当該地域における英露の対立が「直ニ東亜ノ大勢ニ影響ヲ及ボシ帝國ノ体暨ニ關係スル」という危機意識を抱き、兩國の衝突が「恐クハ遠キ将来ヲ俟タザル可シ」とみたのである。<sup>(5)</sup>

小村寿太郎外相が、六月二七日、ペルシヤとの修好通商条約締結を閣議請議した理由は、それまでペルシヤと「商業上何等重要ノ干繫」がなかったが、徐々に「通商発達ノ望」が出てきたことに加え、ペルシヤをめぐる三國の角逐が続くなかで、公使を駐在させることにより「政治上帝國ノ利」になると判断したからである。<sup>(6)</sup>先述のとおり、ペルシヤからインドを経由して、三國が東アジアへ進出する可能性が高まったことで、日本はペルシヤにおける三國の動向を間近で注視しなければならぬ事態となったのである。桂太郎内閣は、八月三日に本件を閣議決定し、一二月二日に三橋信方オランダ公使を全権に任命し、条約締結交渉の準備を整えた。しかし、ペルシヤ立憲革命の勃発や日露の關係悪化によって、具体的な交渉は行なわれなかった。

その後、三八年に第二次日英同盟が締結され、その適用範囲はインドまで拡大された。日本はペルシヤなど中東方面にも目を向ける必要に迫られた。四三年八月、平田知夫在カルカッタ総領事代理は、刻々と変化するペルシヤの国内情勢について次のように報告した。平田は、ペルシヤにおける「政治的革命」(各地での武装蜂起や立憲派内部の分裂)が、「国情全く一変」させ、「国民的自覚心」を勃興させ、「経済的思想」にも影響をおよぼすとみた。平田は、中東地域、とくにトルコの中部から南東部にかけて、鉄道敷設権の獲得を狙う新たな勢力として、

米國をあげた。平田は、日本が直接の利害關係を有するか否かにかかわらず、「列國ノ重要ナル活動舞台」において、その「実勢」に通じることが、「外交上至当ノ用意」であると具申した。<sup>(7)</sup> 日露戦争前後の日本にとって、ペルシャは、英國、ロシア、ドイツの政治的な駆け引きや対立を觀察する場として、外交上重要な位置にまで押し上げられたということができよう。

## 二 第一次世界大戦期の日本とペルシャ

芳澤謙吉外務省政務局長は「現在並將來ニ於ケル帝國ノ外交ハ対支ノ關係ヲ中心トシテ發動シ若ハ対支ノ關係ニ最モ重キヲ置カサルヘカラサル」と述べ、外交の中心的な課題を对中国外交と位置づけた。<sup>(8)</sup>

しかし、当該期の外務省は、中国や滿蒙における權益の確保のみならず、新たに経済的な販路を模索しなければならない状況にあり、その候補地の一つがペルシャであった。ペルシャは大戦の影響をうけ、欧州からの物資輸入が滞っていた。このとき日本は、メリヤス、マツチ、麦酒などを輸出し、ペルシャは阿片、煙草、石油などを輸出していた。兩國の經濟關係はゆるやかに深まりつつあった。大戦の開始から大正一二年頃までの間、三井物産や郵船会社が、ペルシャとの貿易や定期航路の開始に向けた準備を行っていた。<sup>(9)</sup>

この点をふまえ、本項で着目するのは、外務省臨時調査部第二部が作成した三つの調査、すなわち、①大正九年「波斯及「メソポタミア」

油田ノ争奪」<sup>(10)</sup>、②大正一〇年「米國ヨリ見タル石油問題」<sup>(11)</sup>、③大正一〇年「波斯國ノ近情」<sup>(12)</sup>である。限られた情報のなかで、日本がペルシャの資源、とくに石油に関心を示したことに着目する必要がある。<sup>(13)</sup> 本項では、当該期の日本が、ペルシャとの外交關係を設定しようとした理由を、大戦期から大正末期にかけての国際的な石油資源獲得競争の問題をまじえながら考えていきたい。この点を検討するにあたって、まず諸官庁と外務省が、第一次世界大戦にどのように対応したのかを確認しておく必要がある。

### (一) 外務省の組織改革

#### ① 外務省臨時調査部の設置

早くも大正四（一九一五）年に陸軍省は、臨時軍事調査委員事務所を開設、海軍省も臨時海軍軍事調査委員会を設置して、大戦によって生じた諸問題に対応すべく、調査・研究を開始した。やや時期が遅れたものの、農商務省に臨時産業調査局、大蔵省に臨時調査局、通信省に臨時調査局が設置されるなど、戦中・戦後の行政事務・行政課題に即応するため、「調査」事業への関心が各省において非常に高まった時期であった。

外務省では、本野一郎外相が戦中・戦後の対外通商政策、通商条約改正などに関する諸調査（「日英同盟ノ改定」、「対支政策ノ革新」など）を目的として、六年二月一〇日に外務省臨時調査部を設置した。外務次官主宰のもと、同部は外務本省の局課整備や在外公館の増設などの組織改革に関する調査を開始した。ただ、川島信太郎参事官は、他省の

臨時調査機関と外務省との間に「一定ノ脈略」がなく、情報の共有ができないという欠点を指摘した。<sup>(14)</sup>川島は、戦中・戦後の複雑化する行政事務に対応するには、各省との連携・紐帯が必要であることを実感したのである。

外務省は、通商条約改正にともなう事務量の増加と列国経済関係の「大変革」<sup>(15)</sup>に対応すべく、七年五月二三日、外務省臨時調査部官制を改正した。この改正時に、木村鋭市参事官が立案した「臨時調査部内政部組織案」では、政務調査部、経済調査部、図書印刷部、審査委員部の四部体制が示された。さらに、政務調査部に利権課を置き、中国・シベリア・南洋インド・ペルシャでの利権獲得を担当する部門の設置を企図した。<sup>(16)</sup>結局、「外務省臨時調査部処務規程」(大正八年七月七日付高裁)では、第一部長に政務局長、第二部長に通商局長、第三部長に条約局長を充てた。第一部は「戦時戦後ニ於ケル列国ノ政況、一般政治上ノ対外施設」、第二部は「時局ニ伴フ帝国ト諸外国トノ通商条約ノ改正及縮結、戦時戦後ニ於ケル一般対外経済施設」、第三部は「条約、渉外法規、重要文書ノ蒐集、編纂、刊行」に関する臨時調査事務を所掌した。<sup>(17)</sup>第二部は通商局長のもと、川島が主任となり、条約局第一課の所管事務と連絡をとりながら、「通商経済ニ関スル条約ノ改正締結ニ関スル事務及対外経済ニ関スル諸般ノ調査」を掌理した。この改正でペルシャとの通商関係設定に関する調査を行なうことが明文化され、条約締結に向けた準備が動き出したのである。<sup>(18)</sup>

## ②外務官吏の国際情勢認識と組織改革

七年一月一八日、ウッドロー・ウィルソンは、新たな規範である平和原則一四か条を唱えた。二年後には、各国間に「公明正大ナル関係ヲ規律」し、各国政府間の行動を律する「現実ノ基準」として「国際法ノ原則ヲ確立」し、「組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且厳ニ一切ノ条約上ノ義務ヲ尊重」し、「国際協力」を促進し、各国間の「平和安寧ヲ完成」させるという高邁な理想のもとに、国際連盟が創設された。<sup>(19)</sup>日本の要路者のみならず、多くの人々にとっても、まさに新たな時代(帝国主義的な外交からの脱却、経済的な機会均等を保障する連盟の精神の浸潤)へ移行していくと感ぜられたにちがいない。

大きく時代が移り変わろうとするなか、大戦後のパリ講和会議で、日本の外交能力の低さを実感した堀内謙介、重光葵、有田八郎、斎藤博ら少壮外交官たちは、外務省の現状を改善すべく、外務省改革案を練っていた。帰国後、有田らは、沢田節蔵電信課長、川島、杉村陽太郎条約局第二課長ら多数の省員の賛同を得て、八年九月二〇日ごろ「外務省革新同志会」を結成した。同月二六日の幹事会で、二三項目にわたる「外務省革新綱領要目」が決定された。主な課題は、門戸開放、省員養成、調査局の新設、在外公館増設、能率増進、課の増設と課長の権限拡張、機構の拡大強化であった。<sup>(20)</sup>革新同志会の活動に与せず、政界刷新を構想していた松岡洋右外務書記官も、「秘密主義」をもって外交の要諦とするのは「時代遅れの愚論」であって、「新時代の外交」にとつて弊害しかないと談じていた。<sup>(21)</sup>このように、既存の体制を変革しなければ、「革新改善を要する時代」に対応できないという危機意識

識をもつ官吏の間で共有され、革新への歩みを進めることになったのである。

一〇月に革新同志会は、外務省制度取調委員会と改称された。一月、川島が起草した組織改革案のうち、本稿に関わる「極東局」設置構想をみてみよう。それは、政務局第一課と通商局第一課を基礎とした「極東局」を設置し、政務局と通商局を存置する案である。その目的は、外務省の欠点とされた「調査及右調査ノ活用」を所掌する一局を設置し、その組織的な運用を行なうことで「有要ナル機能」を発揮させることであつた。これにより「支那ニ関スル事務」処理を集中的に行なう体制を整備しようとした。本案の長所は、中国・ペルシヤなど日本が領事裁判権をもつ国（史料には「本邦ニ於テ領事裁判権ヲ有スル国」とあるが、日本とペルシヤの間に外交関係はない）との外交や企業の通商保護に関する事務を一局にまとめ得る点にある。極東局の事務分掌は次のとおりである。

#### 第一 極東局

第一課 対支那、暹羅、波斯政務ニ関スル事項

第二課 対支那、暹羅、波斯利権借款ニ関スル事項

第三課 対支那、暹羅、波斯通商航海保護ニ関スル事項<sup>22)</sup>

一方、本案の短所は、通商政策の決定や海外貿易発展の枢軸たる対中国通商事務を、通商局から分離してしまうことである。また、政務も对中国外交と対欧米外交を異なる局長のもとに置くという問題がある。いずれにせよ、極東局の事務の中心は、对中国問題の処理にあつ

たことは間違いないが、同局の所掌事務にペルシヤが含まれた点に注目しなければならぬ。結果的には、極東局は設置されなかったものの、この時期にペルシヤに関する政務、利権借款、通商航海保護が処理すべき対象となつたのはなぜであろうか。

③ペルシヤにおける公館設置構想と石油資源への着目

大戦後の在外公館新設と増設の大綱を示した「大戦ノ結果公使館領事館等新設ノ必要理由」と題された文書には次のようにある。総領事館または領事館をもつて代用させる国に、ペルシヤがあげられている。大国の一員となつた日本は、東アジアのみならず、南アジアや中東方面などにも目を向ける必要に迫られた。ことにインドの防衛に関しては、日英同盟の義務を負担していたため、「波斯ノ形勢ニ緊密ナル接触ヲ保ツノ必要愈増大」していた。かつては、インド駐在の領事官に、ペルシヤ方面の形勢を注視させていた。しかし、外務省は、大戦を機に、首都テヘランに総領事館を新設して、情報収集に当たらせる必要を認めたのである。<sup>23)</sup>

このような総領事館設置構想は、九年五月三十一日に田中都吉外務省制度取調委員長が内田康哉外相に提出した「外務省制度取調委員会報告」に盛り込まれた（五年計画で公使館と領事館を新設<sup>24)</sup>）。新たな公使館建設予定地（一三か所）は、ペルシヤ、チエコ、ルーマニア、トルコ、ノルウェー、エストニア、ラトヴィア、ペルー、ボリビアという政治・経済・外交の舞台としての重要性が高まりつつある地域であつた。ペルシヤに公館が開設されるまでの臨時措置として、テヘランに書記官

級一名、書記生級一名を至急派遣することが省議決定された<sup>25</sup>。これらの国々は、石油資源の豊富な地域であり、外務省の対応は、その獲得を視野にいたれたものとみることでもきよう。

右とも関連する制度取調委員会による看過できない提案がある。それは従来、等閑視していた中央アジアやその他の地域に、外務省官吏を派遣し、諸調査を行なうとしたことである。対象は、イラク、パレスチナ、アフガニスタン、オマーン、チュニジアで、いずれも石油資源の豊富な地域である。

日本は大国としてふるまう一方、すでに資源の脆弱性を自覚していたため、新天地の中東方面に活路を求め、積極的な進出を試みようとしたのではないだろうか。次項では、右のような見通しのもと、石油資源に対する諸外国の対応を概観し、それをふまえて、当該期日本がどのように行動したのかをみていきたい。

## (二) 石油資源への着目

### ①米国の台頭と中東進出

第一章でみたとおり、ペルシヤは英露の勢力圏に組み込まれたが、大戦期になると、新たな勢力として米国が台頭してきた。もともと、米国は一八五八年にペルシヤと条約を締結し、相互に公使を交換するなど通常の外交活動を行なっていた。昭和四年七月、在テヘラン出張所の成瀬俊介大使館二等書記官は、ペルシヤにおける諸外国の文化事業と勢力扶植の歴史について興味深い報告書を提出した。一八三五年に米国は、ペルシヤにミッシオンを派遣し、「東洋ノ弱少国」で行な

うのと同様に、学校や病院などの事業を通じて「恩恵」を与え、同地の人心を収攬し、治外法権を利用して「専横ノ振舞」をしていた。さらに、大戦期になると、出先官憲と呼応し、「背後ニアル国ノ政策ノ手先トナリ政治問題ニ関与」しつつ、種々の策動を行なったという<sup>26</sup>。ここに示されている「政治問題」とは何をさすのだろうか。現地で人心収攬につとめるかたわら、国務省は大正八年三月三十一日に在外の自国の外交官らに対し、駐在国または管轄区域内における鉱業に関する法制度の調査を命じ、さらに、同年八月一六日、石油開発に関しても、間断なく詳細に報告するよう命じた。国務省は、石油に関するコンセッションを求める者（信用できる自国民に限定）に対し、支援する優遇措置を講じたようである<sup>27</sup>。

このような米国の政策に対し、ペルシヤは、米国資本の導入に期待し、財政顧問としてミルスポーを招聘した<sup>28</sup>。米国はミルスポーを通じて、その他の政府官庁（歳入と陸軍省を除く）の経費に関する「統制権」を獲得した。内政上の最重要の軍制改革と財政改革は、ペルシヤの首相と米国人顧問の手裡に存するとまでいわれた。縫田栄四郎在カルカッタ総領事の観察によれば、それまで米国は領土のかつ政治的に何ら野心がないと目されていたが、現実には資本の力によって、社会基盤の整備や文化事業などの「恩恵的施設」を行ないつつ、それらを通じてペルシヤでの石油発掘利権や鉄道敷設権を獲得し、勢力扶植を急速に進めているとされた。縫田は、政策の背景に、「何等かのサヴスタンシヤルのインテレストを取りたいと目論んで居る」と述べた<sup>29</sup>。

表1 各国の石油事業投資額(大正8年度)

国名	金額（単位千円）
米国	4,200,000
英国	2,120,000
オランダ	310,000
ソ連	132,000
日本	81,762
ルーマニア	74,000
ドイツ	65,000
フランス	31,000
合計	7,013,762

注 本表は国勢院第二部産業課作成の大正10年1月付「石油ニ関スル調査」をもとに作成した。

このようななかで、一三年末、テヘランで米国領事が殺害される事件が起こった。殺害された領事インブリー少佐の遺体を自国に移送するため、米国はペルシャに軍艦を派遣した（その費用として米国は、ペルシャから約一〇万ドルを受領した）。米国はその費用を銀行預金とし、その利子でペルシャ人学生を自国へ留学させることをペルシャに提案し、同意を得た。この事案について、日本の参謀本部は「団匪賠償金ヲ支那学生米留學ニ用ヒアル筆法ヲ波斯ニ適用」したとみた<sup>(30)</sup>。米国は中国で展開していた文化事業を、ペルシャでも同様に実施すること、米国に対するイメージを向上させ、勢力扶植を進める地ならしを行ない、そのうえで石油資源獲得などの利権獲得に着手したのである。

② 国際的な石油資源獲得競争

さて、国際的な石油資源獲得競争を検討するに当たり、各国が石油事業にどの程度投資していたのか、大正八年度を事例に確認しておきたい【表1】。

本表をみてもわかるように、米国は約四〇億円、英国は約二〇億円と他国を圧倒している。米英資本は「全世界ノ油田ヲ経済的ニ独占」する状況であったが、日本の投資額は全世界の投資額の八五分の一に過ぎなかった。

大戦中、英国は、米国やメキシコからの輸入に依存していたが、「将来此ノ方面ヨリノ供給思ハシカラサル」ことを看取した。それは、世界の石油生産額を示した【表2】をみても明らかであろう。米国は世界の石油生産額の約七〇%を占め、メキシコを含めると約八五%となる。他方、日本は、自国の石油資源が極めて乏しいことを自覚した。

早くも明治四二（一九〇九）年に、英国は大規模な出資によりアングロ・ペルシアン石油会社を設立し、ペルシャ方面での石油投資を進めていたが、大戦勃発以降、これをさらに強力で押し進め、メキシカン・イーグル社を買収したほか、南米諸国、蘭領インド、中国、アフリカ諸国で石油の探査とその採掘を行っていた。

大正九（一九二〇）年ころまでに、ソ連を除く全世界の油田地帯は、英米資本（とくにスタンダード、アングロ・ペルシアン、ロイヤル・ダッチ・シェルの三グループにより分割所有された<sup>(31)</sup>。同年四月のサンレモ協定によって、英仏は、ルーマニア、かつてのロシア領土（バクーを含む）、トルコ、ガリツィア、英仏植民地の石油利権を含む欧亜、アフリカの

表2 世界の石油生産額表（大正7～同8年）

国名	産油額	世界産額比率	産油額	世界産額比率
	大正7年		大正8年	
米国	335,316,000	66.91	335,928,000	69.15
メキシコ	55,293,000	10.91	63,828,000	16.40
ソ連	69,000,000	13.62	40,456,000	7.86
蘭領インド (英領ボルネオを含む)	12,929,000	2.55	13,285,000	2.58
インド	6,856,000	1.59	8,000,000	1.50
ベルシヤ	5,965,000	1.35	7,200,000	1.40
ガリツィア	2,899,000	1.18	5,592,000	1.00
日本(台湾を含む)	2,682,000	0.58	2,449,000	0.47
ルーマニア	2,533,000	0.53	8,730,000	1.70
ペルー	1,599,000	0.50	2,536,000	0.49
トリニダード(英領)	1,599,000	0.32	2,082,000	0.40
エジプト	1,009,000	0.20	2,080,000	0.40
アルゼンチン	1,445,000	0.23	1,321,000	0.26
ドイツ	996,000	0.20	711,000	0.14
カナダ	205,000	0.04	305,000	0.06
ヴェネズエラ	128,000	0.03	190,000	0.04
イタリア	50,000	0.01	36,000	0.01
キューバ	19,000	0.01	-	-
合計	500,523,000	(100%)	494,729,000	(100%)

注1 単位=バレル、1バレル=8斗8升1合3勺=約159ℓ

注2 本表は国勢院第二部産業課作成の大正10年1月付「石油ニ関スル調査」をもとに、筆者が適宜補正して作成した。比率の部分は原資料の数字で計算すると、100%にならないため( )で表記した。本表の性格は、大正10年1月時点で日本が調査し得た世界の石油資源の概数を示すもので、精度の高い正確なものではない。しかし、当該期日本がどの程度石油資源について認識していたのかわかることはできる。

石油採掘権を支配した。この協定は、英仏石油連合の形成として世界的な反響を呼び起し、米国でも石油業界、政界、報道機関などに大きな衝撃を与えた。

戦後の講和会議で、英国が新たにメソポタミアの委任統治を行なう

ことになったが、この地域も石油の産地で、すでにアングロ・ペルシヤン石油会社が石油の採掘・経営を行ない、①鉄道敷設、②送油鉄管の設備、③輸出港湾の施設、④製油所の建設準備などを進めていた。英国は「世界的石油政策」を樹立し、スタンダード石油会社に対抗し、メソポタミアにおける米国人専門家の入国拒否、石油採掘の既得権に関する外国人への譲渡禁止など、「無制限ナル保護政策」により、石油の独占を進めたのである。<sup>32)</sup>

他方、米国は、英国が統治するメソポタミアへの参入をねらい、門戸開放・機会均等を求めて抗議した。米国はメキシコの油田開発を進めるとともに、南洋、中央アジア方面をはじめ、世界の新油田の採掘に巨額の資金を投入した。諸外国がこぞって、近東方面の豊富な石油を求めはじめたことで、石油資源獲得競争が激化したのである。

このような、石油資源をめぐる厳しい駆け引きを目的のあたりにした外務省は、石油が「世界ノ一大問題」となったと実感し、ペルシヤなどの中東地域を「注意ヲ怠ルヘカラサル重要地」であると認識した。外務省は「列強ノ経済的競争場」と化したペルシヤ、メソポタミア油田の経済的価値を広く啓蒙するため、「争奪ノ沿革ト情勢」を記した調査を作成したのである。ちなみに、外務省では、「列国ノ石油政策」に関する調査の「輯編」を計画していたが、作成されなかった。<sup>34)</sup> しながら、外務省が熾烈化する列国の石油資源獲得競争の現状を把握すべく、調査を作成しようと試みたことは、石油への強い関心を示していたことの証左であるといえよう。

このことは、日本がペルシャと外交関係を設定するにあたって、石油資源獲得を視野にいれていたことを示すとともに、さらにいえば、来るべき総力戦体制を構築するのに欠かせない石油の重要性を認識した上での対応であったとみる事ができるのである。

### ③日本における石油政策の議論

国際的な石油資源獲得競争が熾烈化するなかで、日本の各省は、石油資源をどのようにみていたのか、また、石油資源獲得に向けていかなる対応をみせたのだろうか。

大正六年九月、農商務省は日本全国の油田調査五か年計画を開始した。七月一月、山口鋭海軍省艦政局第四課長が「軍用石油需要の根本策覚」を作成し、また、艦政局として「軍事上の必要に基づく石油政策」（石油官営化、民間会社、石油の統制などに言及）を作成した。同年五月、加藤友三郎海相は寺内正毅首相ら関係閣僚に、（一）石油事業の官営化、（二）国内石油会社を合併させ、政府がこれに関与するという二案を説明した。これは閣議決定に至らなかったものの、要路者に石油の重要性を認識させるきっかけとなった。<sup>(36)</sup>その後、同九年四月、栃内曾次郎海軍次官は大蔵、農商務省の官吏を海軍省に集め、石油政策について議論した。ついで、大蔵省理財局は「我国将来の石油政策」を作成した。<sup>(37)</sup>このように、石油をめぐる議論は各省において進められた。

九年七月、臨時議会に「石油政策樹立並国内油田ノ開発」と「燃料調査会設立」に関する建議案が提出された。議会での争点は、八八艦隊の成立にともない石油使用量の大幅な増加が見込まれること、各国

の石油に対する保護政策、対米戦争時における英米両国からの石油輸入の断絶などへの対応であった。こうしたなかで、日本の「石油ノ自給策」はどのようにあるべきかが議論されたのである。陸海軍省、農商務省の次官・局長らは、石油国策を樹立すべく、陸海軍、農商務、大蔵、外務省に委員を設け研究していると答弁した。議論の末、石油政策と国内油田開発に関する提案は修正可決された。<sup>(38)</sup>

このように、各省は連帯しつつ、石油資源の確保に向けて動き出した。これと密接な関係を有し、総力戦体制の構築という点で重要なのは、九年五月一五日、勅令第一三九号「国勢院官制」による国勢院の設置である。<sup>(39)</sup>そこで、一〇年一月に国勢院第二部産業課で作成された「石油ニ関スル調査」なる史料によって、国勢院が石油資源をどのようにとらえていたのか、日本の資源の現状をどのようにみていたのかを検討したい。

国勢院は、「世界各国八方ニ油田ノ争奪戦」の時代に入ったとし、「将来ヲ予想スレバ来ル可キハ一二石油ノ戦争」であり、「克ク其天然資源ヲ獲得スルモノハ其勝者タルヘキコト殆ント疑フ余地ナシ」と判断した。

最も多くの石油を必要とする日本海軍は、世界の進運に必ず「重油専燃」主義へ転換したが、その燃料の大部分を米国やボルネオからの供給に依存していた。むしろ日本は、試掘や油田の開発を行なっていたが、一〇年の段階で内地の油田は、新潟、秋田両県に局限される「惨憺ノ有様」であった。それゆえ、国勢院は「国防上天ナル欠陥」

と認識し、その対応策に迫られていた。

国勢院は、石油の大部分について「外油ヲ輸入シ蓄積貯蔵スルノ外ナカルヘシ」とみていた。しかしながら、石油供給国である米国が石油の国外流出を恐れ、日本の需要額に対する供給は僅かに三分の程度にとどめる措置をとり、その残余の分は米海軍省所管のタンクに貯蔵していたという。これでは日本の「燃料計画ハ極メテ危険」であり、「本邦石油業ノ現状ハ啻ニ国防上ノミナラス一般経済上ヨリ見ルモ著シク供給ノ不足」を来たすと危機感をもった。それゆえ、国勢院は台湾に加え朝鮮、満蒙、南洋、北樺太など「我勢力範囲内ニ於テ新油田ノ開発ニ努ムルノ要アラン」と結論づけたのである。<sup>(40)</sup>

山口は、田中隆三農商務次官を訪問して燃料政策について懇談し、石油政策協議会を開催した。<sup>(41)</sup> 一〇年六月二四日、農商務省、大蔵省、外務省、陸軍省、海軍省、国勢院の官吏は、石油政策に関する調査会を開催するなど、石油をめぐる議論を活発に行なった。

ちなみに、一〇年三月一六日の第四回帝国議会衆議院で、埴原正直外務次官は諸外国での鉱区調査の状況について質問を受けた。これに対し、埴原次官は他省の主管であり、外務省全体で「調査」(世界の産油状況についての悉皆的な調査の意味か)したことはなく、外国の鉱区で日本がどの程度採掘し得るのか見当がつかないと答弁した。<sup>(42)</sup> この答弁からは、これまでみてきたとおり、石油の重要性は十分認識していたものの、あくまでも「調査」が主であり、具体的な交渉を行なうほどには至っていないことがうかがえる。

### 三 大戦後における日本とペルシャの条約締結交渉

#### (一) 条約締結交渉の再開と頓挫

大正九年一〇月以来、原敬内閣は落合謙太郎在イタリア大使とペルシャ代表者との間で、非公式に交渉を継続させた結果、一月一〇日に通商条約を締結することを閣議決定した。<sup>(43)</sup> 数次試みてきた交渉が、ついに調印の段階までこぎつけた。ところが、ペルシャでは、予てからの国権回復運動の高まりが頂点に達し、一〇年二月二日にレザー・ハーンの主導するクーデタが起った。近く成立する見込みであった条約も水泡に帰した。さらに、条約の内容に関しても、ペルシャは治外法権の撤廃という、日本が承諾できない要求をした。落合は、これによって交渉全体の「レーゾンデートル」が失われると憂慮したが、「本交渉ヲ中止スルコトナク依然継続シテ何カ解決ノ道」を模索し、交渉をまとめたいと意欲を示した。<sup>(44)</sup>

#### (二) 「知られざる国々」への歴訪

日本経済は大戦景気の反動や大正一二年の関東大震災により深甚なる打撃をうけ、生産力が著しく低下した。加えて、大量の復興資材を外国からの供給に待たねばならず、年々巨額の輸入超過となった。このことから、海外貿易の振興や投資、企業の奨励を行なうことが喫緊の課題となった。

さらには、一三年に、米国で排日移民法が制定され、南米諸国、カナダのみならず、排日運動が強くなりつつあった。該方面での日本の

経済発展は、厳しい状況に置かれ、新天地の中東方面に活路を求めることになった。そのためには、ペルシャに関する最新かつ具体的な情報が必要だった。

そうした時、当時として、いち早く中東方面に目を向けるべきと主張した数少ない人物の一人に、志賀重昂がいた。日本を取り巻く環境が悪化するなかで、志賀は一二年から一四年にかけて世界旅行に出かけた。志賀は「大正十年以後の日本人たる者は西部亜細亜方面の現勢に通曉せずして可ならんや」と述べて、日本人の西・中央アジアへの関心を喚起しようとした。<sup>(45)</sup>

志賀はインドからトルコまでの四〇〇〇キロメートルの間は「日本に最も知られざる方面」であり、「欧米最々近の外交問題の伏魔殿」だといひ、該地域を「欧米列強の石油々田の争奪地（最新の帝国主義）」と評した。日本にとっても、石油は「国家の生存問題」だと、志賀は論じたのである。<sup>(46)</sup>

実はこの間、時をほぼ同じくして、外務省もペルシャとの親善関係の構築、通商関係の増進、一般国情と経済状態に関する調査を目的として、縫田栄四郎総領事を中心とする視察団を同地へ派遣した。帰国後、縫田が幣原喜重郎外相に提出した「波斯視察報告」を中心に、大正末期のペルシャの情勢を確認しておきたい。

縫田は実際に現地に降り立ち、ペルシャの国情を観察すると、同国民の排外的かつ国民主義による反英感情が高まっていることを実感した。他方、これまでペルシャに何ら政治的、経済的な干渉を試みたこ

とがない日本に対するペルシャのイメージは、日露戦争での勝利の影響も相まって極めて良好であった。それゆえ、縫田は、同国民が日本の投資を歓迎するのは当然とみたのである。

他方、ペルシャは、領事裁判権の行使などの特殊利益を日本に付与することを拒絶しつつも、経済面では、両国が外交関係を設定した上で、技師の招聘、機械類の輸入、日本企業への利益供与を提案した。両国は無条約状態であるものの、関税に関して他の条約国と比較しても、日本は不利な待遇を受けていなかった。むしろ法典の不整備、司法制度の不完全、外国人の生命財産を保障できないことの方が憂慮すべき事態であった。縫田は次のように条約締結に関する意見をまとめた。

波斯トノ間ニ法権問題ヲ除外スル何等取極ヲ急速成立セシムル必要我ニ於テ認メラレス今少シク局面ノ推移ヲ傍觀シ法権撤廢ノ条項ハ無クトモ本邦人ニ対スル差別的ナラヌ相当保障条件ヲ波斯側ヨリ申出ツルヲ待チ之ニ基キ更ニ条約締結ニツキ考慮スルコト帝國政府トシテ取ルヘキ實際的政策ナルヘシト思考ス<sup>(47)</sup>

おそらく、縫田も石油資源や新販路の開拓の重要性は十分認識していたが、日本人が法的に差別待遇を受ける可能性を残したまま、条約関係を設定することには躊躇せざるを得なかったのである。

### (三) 通商圏の拡大をめざして

行き詰まりをみせる日本経済の打開策の模索が、大蔵省と外務省の間で続けられていた。大正一四年一月二日、富田勇太郎大蔵省理財局長は「国際貸借改善ニ関シ外務省ニ協議スヘキ事項」を外務省に持

参した。<sup>(48)</sup> 注目すべき点が二つある。一つは、商務書記官、領事、貿易関係者らを集め、外務省主宰のもと、東洋・南洋方面への日本品輸出に関する販路の拡張や外務・商工両省間の連絡方法などを協議するための会議開催が提案されたことである。もう一つは、ベルシヤなどの無条約国と速やかに通商条約を締結し、日本の輸出貿易の促進を図ることである。

その後、一二月二四日、大蔵省で省議決定された「国際貸借改善ノ方策要綱」が、翌年一月一四日の次官会議の際に、田昌大蔵次官によって出淵勝次外務次官へ手交された。<sup>(49)</sup>

この大蔵省提案に対し、外務省は「国際貸借改善ニ関シ大蔵省提案ニ対スル外務省意見案」を作成した。それによれば、近東貿易会議は、日本にとって「殆ト未開拓ナル近東地方」について研究する意味合いがあり、東洋と南洋方面では事情も、研究すべき問題の範囲も異なるので、別個の会議として開催するとされた。また、ペルシヤとの条約問題について、日本は条約締結に至るまでの間、通商、関税、航海に關し、相互に最惠国待遇を認める暫定取極を締結する方針を決定した。通商局第一課は、積極的な経済外交を展開するため、ペルシヤヤトルコなどに新たな領事館の新設と既設領事館の増員を行なう必要を述べた。<sup>(50)</sup> 外務省は大蔵省との折衝を進めるなかで、日本公館を設置する見通しがついた。そのため、事前に日本商品の販路拡張、通商条約締結交渉にともなう法制調査、資源の調査を再度行なう必要があるため、書記官と書記生各一名をテヘランに出張、駐在させることを決定した。<sup>(51)</sup>

小幡西吉在トルコ大使は、実際的な問題として、ペルシヤの「法権ノ発動」をみるほど多数の日本人が同国に入り込むとは考えられず、結局は「体面問題ニ帰スル」<sup>(52)</sup>と談じ、法権問題に固執する必要はないと返電した。その後、同一五年七月二四日付で、幣原はペルシヤの「政治的方面」に注意を払うとともに、日本の態度を示す重要な訓令を发出了した。

帝国ハ波斯国ニ於ケル列強ノ政治的角逐ニ関与スルコトハ努メテ之ヲ避クルト共ニ我經濟上ノ利益ニ至リテハ進ンテ其ノ發展ヲ図リ列国ト均等ノ機会ヲ得ムコトヲ期セサルヘカラス波斯国及其ノ附近ニ於ケル石油其ノ他ノ富源ニ対スル我企業家ノ興味ト注意トハ近時増大ノ傾向アルニ鑑ミ将来同地方ニ於テ提供セラルコトアルヘキ利権中本邦資本投下ノ目的トナリ得ヘキモノニ付テハ時期ヲ失セス報告セラレタシ<sup>(53)</sup>

日本は、ペルシヤにおける「列強ノ政治的角逐」には、不干渉主義をとる一方、「經濟上ノ利益」については、門戸開放、機会均等の原則に則り列国協調主義をとる方針を決定したのである。合わせて、ペルシヤ方面での石油資源に対する日本企業の関心の高まりもあり、日本の投資が可能な事業の有無についても調査を命じた。

当時の財界には、既存の貿易市場では発展の余地が乏しく、新市場の開拓をしなければならぬという意識があったため、「新方面ノ開拓熱熾」となり、とくに「新方面中近東及埃及方面」に視線を注いでいた。

しかしながら、同地方に関する日本人の知識は乏しく、民間人が自ら販路を拓くことは難しく、貿易促進の具体的な計画を立てることは極めて困難であった。

#### 四 近東貿易会議の開催

こうした状況に鑑み、外務省は大正一五年四月二六日から同年五月五日までコンスタンチノープルで、関係地方の公館長を招集して近東貿易会議を開催した<sup>(54)</sup>。同会議で決議された事項について、外務省は出来る限り、速やかな実行を期するため、具体的かつ実効的措置を講じる考えであった<sup>(55)</sup>。この近東貿易会議の目的を達成させるため、外務省から山本熊一外務事務官（通商局総務課兼通商局第一課）がトルコへ派遣された。外務本省が重視したのは、各国が資源の利用（附合弁事業）に関し、各種利権契約を締結するなかで、日本が将来、豊富な資源を利用し得る方法、合弁事業を行ない得る可能性、それに関する組織方法を調査することであった<sup>(56)</sup>。

同会議で、中東地方の経済事情に関する詳細な報告と有益な決議を得たことは、将来同方面に対する日本の経済発展上裨益するところが多かった、と山本は述べた。しかし、日本の貿易の発展地としては、やや厳しい評価を与えた。その理由には、各地で兵乱が頻発していること、凶作などに悩まされること、港湾設備が不完全なこと、通関手続きが煩雑なこと、交通が不便なことなどがあげられた。

欧米諸国は、中東方面でも「片手ニ好餌」を与え、「片手ニ剣ヲ持」つ政策を実施してきた。山本によれば、日本は中東方面に対し、政治

的な野心をもたず「平和的経済的提携」を基本方針とする点こそが、「我貿易発展上最モ重大」であり、強みであるという。中東諸国との貿易は、まさに「白紙テアツタ所ニ新ニ種蒔」をするようなものであった。ペルシャの諸産業は、ようやく勃興しつつあった。日本の財界は、対ペルシャ投資を行なう余地があることを確認できた。「平和的商戦ノ偵察隊」としての近東貿易会議は、同地方における「我国ノ販路拡張地トシテ相当有望ナ土地」であったことを証明した。それゆえ、山本は「永久ニ健全ナル市場ノ開拓ヲ為シ以テ貿易ノ増進ヲ計ルコトカ肝要」であると結論づけたのである<sup>(57)</sup>。

#### (五) 条約締結交渉の妥結

さて、大正一四（一九二五）年以降、レザー・シャーは内政で、「国力ノ充実」を図るべく国内の統一やペルシャ縦貫鉄道の建設などの諸改革を行ない、外交面で、昭和三（一九二八）年五月、諸外国に対し治外法権の撤廃と関税自主権の回復を宣言した。ペルシャは隣接するトルコ、アフガニスタン、ソ連との間に不侵略条約、保障条約を締結し、国際的な地位を高めていた。さらに、ペルシャは英国を含めた諸外国とも治外法権の撤廃や関税自主権の回復を図るべく交渉を試みた。

そうしたなかで、日本はペルシャに公使館を開設することを決めたが、その後、思うように設置に至らないことに対し、二瓶兵二在トルコ大使館一等書記官（前欧米局第一課長）は、列国の態度が決定するまで通商条約の締結を延期する「日和見主義」をとるのであれば、公使館開設も同時に延期すべきと述べた。二瓶は、公使館を開設しておき

ながら、公使も任命せず「積極政策」もとらないのは、ペルシヤ国民の失望を招くのみならず、「我通商ノ發展ニモ支障ヲ来ス虞」がある<sup>(58)</sup>と具申した。

さらに、続けて二瓶は、ペルシヤについて「御話ニナラヌ貧弱未開ノ国」で、「唯一ノ富源石油ハ南部ハ既ニ英国ノ手ニアリ北方モ波斯自ラ開発スル力」はなく、「何等カノ形ニテ結局英米ノ手ニ入ル事」は明瞭と断じた。石油輸出は年額五千万ドルで、その半分以上は、交通の關係からソ連に輸出するほがなく、輸入の約八千万ドルも大部分は、英国とソ連によるものであり、日本が市場として重要視するに足らず、ますます公使館の無用を確信すると報告した。<sup>(59)</sup>

この発言の背景には、二瓶が欧米局第一課長として、ペルシヤの煮え切らない態度に接していたことに加え、大正末期から昭和初期にかけて、中東地域における国際的な石油資源獲得競争の熾烈化によって、日本の進出の可能性が危うくなるという焦慮もあつたと思われる。<sup>(60)</sup>昭和二年七月一〇日、内山岩太郎在トルコ大使館二等書記官(ペルシヤ出張)は、外務本省の訓令に基づき調査を行ない、外国人の投資が可能な地域として、ペルシヤの北部、カスピ海沿岸一帯をあげ、続けて、翌一日、ペルシヤには、石油に関し何ら整備された法制や政策はないと回答した。<sup>(61)</sup>

四年二月二日、二瓶在トルコ大使館参事官は、ペルシヤ宮内大臣を往訪して、大使館設置問題は他日に譲り、公使館設置で妥結したいと述べた。ペルシヤは「東洋諸国トノ關係ニ特ニ重キ」を置いている

ため、大使交換を望み、公使館設置では明らかに「不満足ノ意」である、と二瓶は報告した。<sup>(62)</sup>これをうけて、田中義一外相は、大使館設置に関するペルシヤの希望は理解するが、予算緊縮のため在外公館の新設を見合せているなかで、ペルシヤに公使館を新設するのは、「同国トノ親交ニ特ニ重キヲ措ク」からであり、大使館でなければ受諾しないとすれば、いつ使臣交換が実現できるか見込みがつかないと、ペルシヤ側に説明するよう訓令を發した。<sup>(63)</sup>大使館建設はいったん見送られた。

四年二月四日、田中は両国間で、無条約の状態が継続すれば、「近年漸ク發展ノ緒ニ就キタル本邦ノ対近東通商貿易ニ支障トナル惧」があるとして、修好通商暫定取極を締結することを閣議請議した。同年三月三〇日、日本とペルシヤの間で「通商暫定取極」の成立をみたのである。<sup>(64)</sup>ついで、五月一三日、田中は「波斯国ニ外交使節派遣方御裁可」を上奏した。その理由は、両国間の経済關係が進展し、相互に外交使節を交換することで關係強化を図るのみならず、「広く東方諸国ニ於ケル帝国ノ声望ノ向上ニモ資」すると考えられたからである。さらに、ペルシヤは、英ソ対立の舞台であり、「東亞ニ於ケル是等兩國ノ外交政策ノ機微ヲ窺知」することも可能であり、公使館を設置し、公使を駐在させることにしたのである。<sup>(65)</sup>ペルシヤ日本公使館は、同年八月一日に開館した。日本は笠間果雄公使の着任を契機として、ペルシヤと正式な通商航海条約締結交渉を開始し、折衝を重ねた結果、昭和七(一九三二年)一月一八日、テヘランにおいて「日本・波斯修好通商条約」が調印されたのである。

(六) 日本とペルシャ・イランの交流―鉄道技師の派遣―

昭和五年、ペルシャ宮内大臣は、笠間在ペルシャ公使に対し、日本人鉄道技師を招聘したいと申し出た。<sup>(67)</sup> 昭和五年四月一二日付で、吉田茂外務次官は青木周三鉄道次官に鉄道技師派遣要請を通報した。これを受けて、鉄道省は鈴木一鉄道局技師を推薦した。鉄道技師派遣の条件をめぐり外務本省と鉄道省で意見がまとまらないことを憂慮した笠間は、ペルシャが「東洋ニ於ケル兩國親善ヲ意トシ熱心ニ本件ノ成立ヲ熱望」していると伝えた。笠間は「後進国誘導旁本邦技術ノ進歩ヲ紹介シ且行々当国鉄道材料等ニモ本邦製品ノ進出ヲ計ル上ニ意義アル企ト考へ極力妥協」すべきと具申した。<sup>(68)</sup> 同年八月二二日発の電報で、ついにペルシャと契約交渉を開始することが訓令された。

交渉の結果、ペルシャでは、「セメントの大量注文が外国へと発せられ目下アメリカと日本との値段の大競争」が起こるほど過熱していた。<sup>(69)</sup> こうしたなかで、三菱が「ペルシャ鉄道の工事を一手に引受けた」ので、笠間が意図していた目的の一つが達せられたとみることもできよう。<sup>(70)</sup>

### おわりに

本稿では、近代日本とペルシャの約五〇年間の交流の歴史を概観してきたが、もう一度ここで整理しておきたい。明治後期、とくに日露戦争前の中東地域における英国・ロシア・ドイツによる勢力圏争いが、

インドを経由して東アジアへ波及し、日本にも少なからぬ影響を与えると、当局者間で認識されていた。しかし、外交関係がないため、日本は周辺地域から中東方面を観察せざるを得なかった。日露戦後に日英同盟が改訂され、その適用範囲はインド方面の防備にまで拡大された。明治期の日本がペルシャとの関係で重視したのは、経済的な側面よりも、むしろ三国の対立を観察するという政治・外交、軍事的な側面であったといえよう。

そうした状況に変化を与えたのが第一次世界大戦であり、大戦は日本の要路にも総力戦体制構築、資源の重要性、通商圏の拡大の必要性を認識させた。それまで日本とペルシャの間に、経済関係はほとんどなかったといつてよいが、この時期に少しずつ輸出入が行なわれはじめた。戦中・戦後における外務省の組織改革構想のなかには、ペルシャとの外交関係設定や各種利権を獲得するための制度づくりが考案されるなど、それまでにはみられない対応がなされた。

新たな規範としてウィルソンの一四か条の平和原則が提唱されたことや「各国間ニ於ケル公明正大ナル関係ヲ規律シ各国政府間ノ行為ヲ律スル現実ノ基準トシテ国際法ノ原則ヲ確立」し、「一切ノ条約上ノ義務ヲ尊重シ以テ国際協力ヲ促進シ且ツ各国間ノ平和安寧ヲ完成」させるという高邁な精神のもとで国際連盟が創設されたことは、戦前期における帝国主義からの脱却、大戦の反省としてみることもできよう。大戦を経て大国の一員になった日本は、こうした空気を感ぜながら東アジアの外交問題だけでなく、世界の諸問題に処さなければならぬ

必要に迫られたのである。

しかしながら、大戦前後に、英国は石炭から石油へエネルギーの転換をはかり、豊富な石油資源を有するペルシャへの政治・経済的な進出をそれまで以上に加速させた。同時に、英国はペルシャから諸外国を排除していく方針をとるなど、資源をめぐる外交では、この理想は果されなかった。むしろ、戦前期に比して、一層帝国主義的な性格をみせたのである。<sup>(1)</sup> 外務省臨時調査部が作成した調書には、英国の取る排外的な措置について次のような一説がある。

近東及「コーカサス」裏海中委任統治ノ行ハルヘキ地方ニ於テハ秘密外交ノ幕ニ隠レ石油ノ争奪盛ニ行ハレ米國ニ対シ不利ナル商業外交政策ヲ採ラレントナシツツアリ<sup>(2)</sup>

「秘密外交ノ幕」に隠れた石油資源獲得競争は、新たな秩序に順応すべく試行錯誤していた日本の当局者に失望を与えたにちがいない。日本の関係各省（民間事業者への指導・援助も含む）が石油資源に関する調査を進めるなかで、国内産油量の不足が露顕し、それを補完するため海外資源獲得が模索された。そのなかで、注目された地域の一つが、ペルシャの石油資源であった。ところが、英米両国は世界の油田の大半をすでに支配し、保護政策をとり制限を与えていた。それが英米の支配する現実の政治の姿であった。日本は各地で排日運動、移民制限、石油資源への掣肘<sup>(3)</sup>を受けながら、それらの間隙をぬって資源獲得のための外交を展開しなければならなかった。

さらに、総力戦体制構築がすでに国家の命題になった以上、平時か

ら戦時に備えた予防線を張っておく必要があった。それゆえ、日本は、未開拓の地域に関する積極的な調査を行ない通商圏の拡大を図ろうとしたのである。それまで「知られざる国々」の一角にすぎなかったペルシャと友好・親善関係を構築しておくことは、石油資源の面において有事に備える意味があった。つまり、大正期から昭和初期にかけての日本がペルシャと外交関係を設定しようとした背景には、石油資源獲得の問題が大きな位置を占めていたのであり、広義にみれば総力戦体制構築の一環としての意義をも有していたといえよう。

それはたんにアジアの同朋というだけではなく、きわめて戦略的かつ戦略的にペルシャを観察し、位置づけていたからなせるものであった。ただ、実際には、戦前期においてペルシャから石油を大量供給することはできなかつた。結局、日本の石油は米國に大きく依存することになり、有事の際に備えるという試みは功を奏さなかつた。

#### 注

- (1) 吉村慎太郎『レザ・チャー独裁と国際関係』（広島大学出版会、二〇〇七年）、水田正史『第一次世界大戦期のイラン金融』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）、吉村慎太郎『イラン現代史』（有志舎、二〇一一年）などを参照。かつて外交官の間では、「三舎（三シヤ）を避くる」という言葉もあり、シヤム、ギリシヤ、ペルシヤへの赴任は、勤務地の気候風土が厳しく、出世コースから外れるということで嫌悪されたようである。戸部良一『外務省革新派』（中公新書、二〇一〇年）、二二頁。

- (2) 明治三十八年八月三日閣議決定（裁可日は五日）「帝国ト波斯国ト修好通商条約ヲ締結ス」（「公文類聚」類／九五三、国立公文書館所蔵）。
- (3) 山内昌之『帝国とナシヨナリズム』（岩波現代文庫、二〇一二年、〈初出は「アジアとヨーロッパ」『岩波講座 世界歴史』第三卷、一九九九年〉一二五頁。山内氏は日英同盟の意義について「揚子江流域以南の利権防衛の要たる北京への道を扼する威海衛と渤海湾を日本海軍の力に委ね、アフガニスタンやイラン經由でインドに浸透するロシアの脅威を防衛する緊急派遣兵力を日本陸軍に期待するのは、英国の死活の利益にも叶っていた」と指摘した。
- (4) 明治三十四年一月二〇日訳了「小亜細亞ヲ経テ極東ニ至ル独国計画ノ新通路」（外務省記録「バロン、シーボルト」ノ各国政況報告並ニ往復書翰纂」第二卷）。本文書は総理、各大臣、参謀本部、軍令部、英国公使に送付された。
- (5) 参謀本部第二部長の講話案「明治三十八年五月 参謀長会議書類」（参謀本部 雑 136-12-115所収、防衛省防衛研究所所蔵）。
- (6) 明治三十六年六月二七日付小村寿太郎外相より桂太郎首相宛機密送第二三三号（「公文類聚」類／九五三、国立公文書館所蔵）。
- (7) 明治四十二年八月五日付平田知夫在カルカッタ総領事代理より小村寿太郎外相宛機密第九号「波斯及亞細亞土耳其視察旅行稟請ノ件」（外務省記録 61.6.92「平田領事波斯及亞細亞土耳其方面視察旅行一件」所収）。
- (8) 大正八年カ（月日不明）、芳澤謙吉外務省政務局長「新局増設ニ伴フ省務ノ分配ニ関スル意見」（外務省記録61.2.13「帝国外務省官制雑件」第五卷所収）。
- (9) 大正一二年五月調査（未定稿）、欧米局第二課「波斯事情」（欧二5）。
- (10) ペルシャ事情に精通したドイツの学者エルンスト・シュルツェ博士の著書を抄訳したもので、「科学的研鑽ノ結晶タル名作」でなく、「近東ノ經濟政策ニ関スル一般的発表」と評された著書である。
- (11) 米国の石油政策について、在米国日本大使館で調査したものである。
- (12) 同部では、ペルシャの近情を記すことを目的としていたが、分析材料に乏しく、大戦前の情勢に限定せざるを得ない事情があった。
- (13) 春名展生「資源への目覚め」『人口・資源・領土』（千倉書房、二〇一五年）では、大正八（一九一九）年帝国議会（貴族院の予算委員会）における伊沢多喜男、犬塚勝太郎、原敬、井上匡四郎らの「資源」をめぐる議論から「当時は国政の次元でも資源の重みが十分認識されていなかった」と指摘している。
- (14) 大正九年一〇付月川島信太郎参事官「外務省臨時調査部設置ノ沿革及其ノ執務情況」前掲注（8）。
- (15) 「外務省臨時調査部官制中改正ノ件」に付属する書類「戦争ニ基ク通商条約ノ改正並右ニ関聯スル諸般ノ事項調査要目」（「公文類聚」類／一二七〇、国立公文書館所蔵）。
- (16) 作成年月日不明、木村鋭市参事官稿「臨時調査部内部組織案」（外務省記録61.2.13「帝国外務省官制雑件」第二卷所収）。
- (17) 大正八年七月七日高裁「外務省臨時調査部処務規程」前掲注（16）。ただ、運用開始後まもなく、臨時調査部の調査と「常務」の区別が判然としな

いと批判をうけ、川島は事案ごとに文書課長と関係課長との「協議」により決定するほかないと記した(大正八年一〇月二二日起草「外務省臨時調査部処務規程案実施ノ結果」)。

(18) 前掲注(16)。

(19) 大正八年六月二八日「国際連盟規約」(外務省編『日本外交年表並主要文書』原書房、一九六九年)四九三―五〇〇頁。

(20) 外務省編『外務省の百年』上巻(原書房、一九六九年)七四―一頁。堀内謙介『堀内謙介回顧録』(サンケイ新聞社、一九七九年)二二―二六頁。

(21) 大正九年一月二日付松岡洋右外務書記官「我国際地位の向上と外交機関の拡張」『神戸又新日報』。

(22) 川島信太郎「明年度外務省予算二計上セラレタル一局増設後ニ於ケル外務省ノ分局ニ関スル議案」(外務省記録6:1:13「帝国外務省官制雑件」第三卷所収)。

(23) 作成者・作成年月日不明「大戦ノ結果公使館領事館等新設ノ必要理由」(外務省記録6:1:12「在外帝国公館設置雑件」第一卷所収)。

(24) 大正九年五月三二日付田中都吉外務省制度取調委員会委員長より内田康哉外務大臣宛「外務省制度取調委員会報告」(外務省記録6:1:17「制度取調委員会関係雑件」第一卷所収)。

(25) 高裁案「公使館設置及外交官派遣ノ件」は外務次官の決裁を得た。前掲注(23)。

(26) 昭和四年七月一二日付成瀬俊介在テヘラン出張所大使館二等書記官より幣原喜重郎外相宛公信機密第一五号「波斯人ニ対スル各国ノ文化的施設

ニ関スル件」(外務省記録1:3:103「各国ニ於ケル社会施設並同法規関係雑件」)。米国人経営のキリスト教会や米国教会学校を確知に設立し、二〇〇名内外の学生に英語を教授した。

(27) 「米国ヨリ観タル石油問題」二四頁。

(28) ペルシャ財政顧問、元国務省の官吏、ペルシャ政府から広汎な権限を付与、「アドミニストレーター・オブ・ファイナンス」として大蔵大臣の次位に位置しペルシャの官吏として財政の改革を進めた。

(29) 縫田栄四郎総領事「波斯、メソポタミア方面視察談」(啓明会事務所編刊『財団法人啓明会講演集 第十二回』一九二四年)四四―四六頁。

(30) 参謀本部「参情報 自大正一三年五月二日」情ノ二、国立公文書館所蔵。産業研究所編刊『石油産業発展史』一九六二年、八七頁。

(32) 大正一〇年一月国勢院第二部産業課「石油ニ関スル調査」、国勢院「調査資料」(単ノ二二九一、国立公文書館所蔵)。

(33) 大正九年外務省臨時調査部「波斯及「メソポタミア」油田ノ争奪」。

(34) 前掲注(33)。

(35) 大戦前に約二一社あった石油会社が、大戦勃発以降、約二五社にまで増加した。各会社が投資する割合に比して、石油生産額が伴わないことが問題化していた。不採算の会社を整理する必要があった。

(36) 燃料懇話会編『日本海軍燃料史』上巻(原書房、一九七二年)六八頁。

(37) 前掲注(36)七〇頁。

(38) 大正九年第四三帝国議会衆議院「石油政策樹立並国内油田ノ開発ニ関スル建議案外一件」委員会議録(七月二二日から同二四日)。大正九年以降、

- 数次燃料政策の確立と調査会設置が建議された。第五一議会の貴族院予算委員第四分科会で、燃料調査機関設置に関する希望決議が付され予算案が可決された。これをうけて「燃料二関スル国策」を調査するため商工大臣の監理のもとに燃料調査会が設置された。
- (39) 中野目徹・日向玲理・長谷川貴志「総力戦体制と国勢院」『近代史料研究』第一四号を参照。
- (40) 前掲注(32)。
- (41) 前掲注(37) 七二頁。
- (42) 大正一〇年三月一六日の第四四回帝國議會衆議院における「石油政策ニ対スル燃料調査会設立ニ関スル建議案委員会」での埴原正直外務次官の答弁。
- (43) 大正九年一月二〇日閣議決定。「公文類聚」類／一三五〇、国立公文書館所蔵。
- (44) 大正一〇年三月二二日発落合謙太郎在イタリア大使より内田康哉外相宛電報第七五号(外務省記録G145「各国内政関係雑纂 波斯国ノ部」所収)。
- (45) 中野目徹『明治の青年とナショナリズム』(吉川弘文館、二〇一四年) 五四～五六頁。
- (46) 志賀重昂著刊『知られざる国々』一九二六年、二二頁。
- (47) 大正一二年七月一四日付縫田栄四郎総領事「波斯視察報告」(外務省記録G1648「本省官吏海外出張視察復命書(縫田総領事ペルシャへ出張一件)」第三卷所収)。
- (48) 作成年月日不明、大藏省理財局作成「国際貸借改善ニ関シ外務省ニ協議スヘキ事項」(外務省記録G21402「第一回貿易会議一件 経過」第一卷所収)。
- (49) 大正一四年一月二四日大藏省省議決定「国際貸借改善ノ方策」(昭和財政史資料』第一〇三号、平一五財務六五三、国立公文書館所蔵)。
- (50) 大正一五年一月、通商局第一課作成「国際貸借改善ニ関シ大藏省提案ニ対スル外務省意見案」(外務省記録G21402「第一回貿易会議一件 経過」第一卷所収)。
- (51) 大正一四年一月一四日発幣原喜重郎外相より小幡西吉在トルコ大使宛電報第六五号(外務省記録M130114「在外帝國公館関係雑件 設置関係 波斯国ノ部」所収)。なお、「波斯駐在ノ緊急実行ヲ必要トスル理由」には、近東貿易会議にあたり、正確な諸資料の収集が必要なことと、会議の決議を実施する人員を要するためとある。
- (52) 大正一五年一月一九日発小幡西吉在トルコ大使より幣原喜重郎外相宛電報第一〇号、前掲注(51)。「此事情ヲ田中大使へ電報シ日波交渉ハ土府ニテ行フ次第ヲ知ラシムルコト可然」との書込みあり。
- (53) 大正一五年七月二四日付幣原喜重郎外相より小幡西吉在トルコ大使宛公信欧一機密第二六号、前掲注(51)。
- (54) 池井優「一九二六年近東貿易会議」で、本会議の経過について詳細に論じられている。池井優・坂本勉編『近代日本とトルコ世界』(勁草書房、一九九九年)。
- (55) 大正一五年三月一二日決裁「君府貿易促進會議ニ関スル注意事項」(外務省記録G2141「近東貿易會議」第二卷所収)。

- (56) 作成者不明「君府貿易促進会議々題説明書」前掲注(50)。
- (57) 昭和二年二月二日の日土協会における山本熊一外務事務官の演説「近東貿易會議に就て」。
- (58) 昭和二年一月四日発二瓶兵二在トルコ大使館一等書記官より田中義一外相宛電報第七〇号、前掲注(51)。
- (59) 昭和二年二月一日発(一日五着電)二瓶兵二在トルコ大使館一等書記官より田中義一外相宛電報第七八号、前掲注(51)。
- (60) 昭和三年(一九二八)年にフランスの提案に基づき、トルコ石油の参加各社は、旧オスマン・トルコ帝国領土内で、実質的な石油利権の共同所有と共同採掘を義務づけた「赤線協定」(ベルシャとクウェートを除く)を締結した。これは中東の重要な石油地帯を包含していた。本協定は、英国、米国、フランスなど各国政府の承認のもとに締結され、国際石油会社間の協定にとどまらず、政府間協定の性格をも兼ね備え、中東石油資源の支配構造に大きな影響を及ぼしたのである。前掲書『日本石油百年史』二七三頁。
- (61) 昭和二年七月一日付内山岩太郎在ベルシャ大使館二等書記官より田中義一外相宛通信機密第六三三号。(外務省記録E480X18「外国ニ於ケル鉱産物関係雑件」石油ノ部「第一巻」所収)。
- (62) 昭和二年七月一日付内山岩太郎在ベルシャ大使館二等書記官より田中義一外相宛通信公第六二二号、前掲注(61)。
- (63) 昭和四年二月二日発二瓶兵二在トルコ大使館参事官より田中義一外相宛電報第一七号、前掲注(51)。
- (64) 昭和四年二月二日発田中義一外相より二瓶兵二参事官宛電報第二三三号、前掲注(51)。
- (65) 昭和四年三月三日裁可「日本国「ベルシア」国間修好通商暫定取極ニ関スル公文交換ノ件」(公文類聚)類ノ一六七七、国立公文書館所蔵。
- (66) 昭和四年五月十三日に田中義一外相は「波斯国ニ外交使節派遣方御裁可」を上奏し、翌二四日天皇の裁可を得た。前掲注(65)。
- (67) 昭和五年四月二日付吉田茂外務次官より青木周三鉄道次官宛通信機密第六三三号「波斯政府ノ本邦鉄道技師備聘方ニ関スル件」(外務省記録E1935「波斯鉄道関係雑件」所収)。ベルシャ宮内大臣は国王に次ぐ有力者で「政治ノ実権ハ内閣ヨリモ寧ロ同大臣」の掌中にあるとされた。
- (68) 昭和五年八月七日発笠間果雄在ベルシャ公使より幣原喜重郎外相宛電報第三七号、前掲注(67)。
- (69) 昭和八年七月二日付『大阪毎日新聞』。
- (70) 昭和九年四月二日付『大阪時事新報』。
- (71) 一記者「石油帝国主義」『石油時報』第五〇二号、一九二〇年、九一―四頁。記者は「現代帝国主義」を具体的に語るものとして、各国の油田獲得運動をあげ、英米の石油政策の「侵略的」「排他的」性格を指摘している。
- (72) 前掲注(27)一八頁。
- (73) 日本がサガレンを一時占領したことに対し、米国が抗議した真意を北極海の石油であると推論している。前掲注(71)。